

平成28年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成28年12月19日
午前9時40分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 議会運営委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 7号 小吉田交差点の安全対策を求める意見書について
- 追加日程 2. 発議第 8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 追加日程 3. 発議第 9号 専決事項の指定についての一部改正について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○10番(坂口徹君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、12月8日、全委員出席のもと委員会を開会いたしましたので、その概要と審査結果について、報告いたします。

まず初めに、1. 付託議案について、(1) 議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、また、3. 各課報告事項の(1) 斑鳩町農業委員会の委員の選任に関する規程(案)について、(2) 斑鳩町農業委員候補者評価委員会設置規程(案)について、(3) 斑鳩町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(案)について、(4) 斑鳩町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程(案)については、関連することから、あわせて説明を受けました。

議案第45号では、農業委員会の委員の定数を14名とすること、農地利用最適化推進委員の定数を4名とすること等、また、各課報告事項の(1) 農業委員会の委員の委嘱に関する規程では、農業委員会の委員の任命に当たり、委員の候補者を選任するための手続き等について必要な事項を定めるものであること、(2) 農業委員候補者評価委員会設置規程では、農業委員会委員の候補者について適正な評価を行うため、評価委員会の組織等について必要な事項を定めるものであること、(3) 農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程では、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たり、手続き等について必要な事項を定めるものであること、(4) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程では、農地利用最適化推進委員の候補者について適正な評価を行うため、評価委員会の組織等について必要な事項を定めるものであるとの説明がありました。委員より、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の任期についてずれることはないのか、候補者の資格で委員との兼職を禁止されているものについて、評価委

員の中に農業委員会の会長が入っていることについて、委員の選任が公選制から任命制に変わる影響について、今後のスケジュールについて等質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。本案については賛否両論で、討論の後、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第４７号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会に農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たり、報酬及び費用弁償を定めるものであるとの説明がありました。委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第６０号 平成２８年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、本案は、歳入歳出予算の総額に３，６３５万２，０００円を増額し、歳入歳出それぞれ１４億８２５万２，０００円とするものであるとの説明がありました。委員より、接続件数の増加数について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第６３号 平成２８年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）について、本案は、収益的支出において、人事異動や人事院勧告に伴う人件費の補正で４５３万円の減額であるとの説明がありました。質疑はなく、本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第６５号 奈良広域水質検査センター組合への加入について、上水道の水質検査について、西和衛生試験センター組合解散に伴い、平成２９年４月１日から奈良広域水質検査センター組合に加入し、水質検査を実施していくとの説明がありました。質疑はなく、本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、２．継続審査について、（１）都市基盤整備に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、法隆寺線の整備について、平成２８年度では国道２５号との交差点の計画について奈良国道事務所及び警察と工事実施協議を行うこととしており、現在、その協議に係る計画図面等の資料の調整を行っているところであるとの報告がありました。質疑はありませんでした。

次に、②ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、具体的な事業進捗について報告することはないとのことですが、現在の状況について、報告がありました。質疑はありませんでした。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、(5) 議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、当委員会所管に関する内容について、説明を受けました。委員より、道路の美装化について、都市計画寄附金について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、(6) 斑鳩町空き家総合対策事業(案)について、空き家の総合対策事業について、1. 空き家の適正管理の促進として、①所有者への啓発、②空き家相談会の開催、2. 老朽危険空き家の除却として、①老朽危険空き家等の解体支援、②空き家の跡地利用、3. 空き家の利用促進として、①空き家活用促進改修の支援及び子育て世帯移住促進の支援、②空き家の利用促進、③空き家バンク創設等の概要説明を受けました。委員より、連携するNPO法人について、解体助成金等の補助制度について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

その他の報告として、町制70周年の記念イベントとして、近畿歴史まちづくりサミット in 奈良斑鳩を、近畿地方整備局との共催により、2月18日の土曜日午後1時30分から法隆寺聖徳会館において開催しますとの報告がありました。

続いて、4. その他について、産業まつりのアンケート結果について質疑があり、答弁がされております。

次に、前回委員会において提言をいただいております、法隆寺線と服部道との交差点の安全対策を求める意見書について、委員会発議により本会議へ提出することとなりました。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。なお、詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○1番(宮崎和彦君) それでは、去る12月9日、全委員出席のもと厚生常任委員会を開き、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について、報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案について、(1) 議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第54号 斑鳩町手数条例の一部を改正する条例についてと関連しますので、一括議題としました。証明書等コンビニ交付サービスの開始及

び平成29年6月末をもって請求者識別カード、パゴちゃんカードによる証明書等の自動交付を廃止することに伴う所要の改正を行うものであると説明されました。委員より、代理人申請について、コンビニでの本人確認について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。よって、議案第46号は討論となり、賛成多数で可決すべきものと決しました。議案第54号は、満場一致で可決すべきものと決しました。

2番目の議案第53号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題としました。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正され、所要の改正を行うものであると説明されました。委員より、対象人数と影響額と所得先について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

(4) 議案第56号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたしました。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法が改正され、指定地域密着型通所介護が指定地域密着型サービスとして位置づけられたことにより、県が指定を行っていた通所介護のうち小規模な通所事業所について町が指定を行うこととなったことから所要の改正を行うものであると説明されました。委員より、町内の事業所の数、公表の方法、運営会議の開催、新旧対照表について質疑等があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

(5) 議案第57号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたしました。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律が改正され、指定介護予防認知症対応型通所介護の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであると説明されました。委員より、会議の回数、運営会議と町内施設の数について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

6番目として、議案第59号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたしました。退職被保険者に係る医療給付費及び高額医療費が当初の見積もりを上回ることに伴うもの及び人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正であると説明、報告されました。委員より、年齢と規定について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。満場一致で可決すべきものと決しました。

7番目として、議案第61号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたしました。人事勧告に伴う給与改定及び人事異動による人件費の予算補正と、それに伴う一般会計からの繰入金の予算補正に関するものと説明されました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

8番目として、議案第62号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題としました。事務費が当初見積もりを上回ることに伴うものと保険料の還付に伴う広域連合からの保険料還付金の増額補正を行うものであると説明されました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

9番目として、陳情第5号 「家族の会」は、介護保険制度の給付抑制・負担増案に反対しています 認知症の本人・介護家族の取り組みにご理解とご支援を！について議題といたしました。介護保険制度の後退によって認知症の人と家族が置かれている困難な現状に理解を賜り、それぞれの立場から介護保険制度を後退させないための声を上げることが求めるものであると説明されました。委員より、近隣市町村への陳情状況と家族の会についての質疑がありました。一人ひとりの意見を聞かせていただき、当委員会として、満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、継続審査について、（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、生ごみ分別収集モデル事業について、現在の状況を資料により説明されました。質疑等はありませんでした。

次に、各課報告事項について、1番目として、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、健康福祉部、生活環境部に係る事案について、説明、報告されました。委員より、私立保育所の児童数、健康管理システムについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目として、市町村国保の県単位化に関する取り組みについて、県の資料をもとに説明、報告されました。委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、病児保育事業の利用助成について、病気または病気の回復期にある児童を医療機関等の専用施設で一時的に児童を預かる病時保育事業を利用する者に対してその利用料の一部を助成するものであると説明されました。委員より、対象児童、限度額、利用見込み、病院の費用について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

4番目として、斑鳩黎明保育園の増設について、旧文化財収蔵庫跡地に増設する保育

所等整備の概要、保育所増設及び学童保育室の整備に係る事業費、運営補助、町有財産の取り扱い、今後のスケジュールについて、説明、報告されました。委員より、施工業者の選定と実費用、有償貸し付け、安全対策、学童保育の時間帯と対象年齢、運動場、調理室の対応について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

5番目として、（仮称）斑鳩町健康寿命延伸計画（案）について、資料をもって説明、報告されました。委員より、目標値について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

6番目として、第2期斑鳩町食育推進計画（案）について、資料をもって説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

7番目として、斑鳩町空き家総合対策事業（案）について、適正管理の促進、老朽危険空き家等の除去、空き家の利用促進などについて、説明、報告されました。委員より、三郷町の実態について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

8番目として、平成29年2月1日午前10時より、セブーンイレブンハートインJR法隆寺駅南口店において、町長が、店内のマルチコピー機でマイナンバーカードを利用して住民票を実際に取得するセレモニーを実施する予定であると報告されました。

次に、その他について、質疑、意見等はありませんでした。

以上が、開会中における当委員にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○7番（嶋田善行君） 去る12月13日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告します。

まず、本会議より付託を受けました9議案につきましては、全て満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことを、最初にご報告しておきます。また、各案件の審査においては、委員より様々な質疑がいたされておりますが、本報告では省略させていただきます。

ではまず、議案第44号 斑鳩町長期継続契約に関する条例についてであります。この議案につきましては、各課報告事項の斑鳩町長期継続契約に関する条例施行規則

(案) についてと関連するため、あわせて審査いたしました。本議案は、地方自治法施行令の規定に基づき、長期継続契約として契約を締結することができる契約について定めるものであり、主に物品のリース契約や施設の清掃業務等管理業務などの契約等であり、契約期間は原則5年以内であるとのことです。

次に、議案第48号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これらの3議案につきましては、平成28年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告により、一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、町議会の議員、町長、副町長、教育長の期末手当の年間支給月数を3.15月から3.25月にするものであるとのことです。

次に、議案第51号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この議案につきましては、人事院勧告により、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げる、また、再任用職員については0.05月分引き上げる、給料表については0.2%引き上げる、扶養手当に関しては、配偶者に係る扶養手当の支給額を段階的に減額し、子に係る扶養手当の支給額を段階的に増額するとのことであります。

続きまして、議案第52号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてであります。今回の町税条例等の一部改正は、平成28年度の税制改正により、延滞金の計算期間の見直し、個人町民税の医療費控除の特例、特例適用利子等または特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例及び条文整理等であるとのことです。

次に、議案第55号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてであります。なお、関連しております、各課報告事項の斑鳩町立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてもあわせて審査いたしております。女性の活躍推進及び子育て支援の充実を図るため、学童保育室の開室時間の延長に伴う保育料の改定及び多子世帯に対する保育料の減免に係る規定を整備するための改正であり、通常保育時間が午後6時30分までであるが、午後7時までの延長保育を利用される場合は月額500円を、午後7時30分までの延長保育を利用される場合は月額1,000円を通常保育料の4,000円に加算するとのことです。次に、同一世帯に属する児童が2人以上入室している場合、第2子については5割相当を減額、第3子以降については全額を減

額するとのことです。また、学童保育室の開室時間の延長に伴い、その体制整備のため、新たに補助員を置くことができる規定の追加、指導員の名称を放課後児童支援員に改める、現在の運用時間等について整理するとのことです。

次に、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,036万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億3,810万8,000円とする補正予算であり、主な歳出としまして、経済対策分の臨時福祉給付金の給付に要する費用、合わせて7,898万6,000円の増額、学校法人斑鳩学苑の小規模保育所整備の支援として418万9,000円の増額、私立保育所の入所児童数等が当初見積もりを上回ることから、合わせて3,434万5,000円の増額、歴史的風致維持向上計画に基づき、三町地区内町道において舗装の美装化として1,800万円の増額などであるとのことです。

次に、議案第64号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組規約の変更についてであります。奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、西和衛生試験センター組合が解散されたため、規約の一部を改正する必要があることから、議会の議決を求めるものであるとのことです。

続きまして、継続審査であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。10月29日から11月27日までの秋季特別展は、2,418名の見学者があったとのことであります。

続きまして、各課報告事項であります。

1つとして、斑鳩町空き家総合対策事業（案）についてであります。空き家の適正管理の促進について、老朽危険空き家の除却について、空き家の利用促進について、それぞれに資料をもとに説明がなされました。

2つとして、臨時職員の賃金改定についてであります。土木建築技術顧問、危機管理顧問、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員を除く臨時職員の賃金について、時間給で10円、日給で80円、月給で1,600円引き上げるとのことです。

3つとして、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についてであります。10団体から応募があり、9事業を採択、1事業を不採択としたとのこと。

次に、4つとして、（仮称）斑鳩町観光戦略（素案）についてであります。斑鳩町では、歴史的風致を後世に継承していくため、斑鳩町歴史的風致維持向上計画を策定し、今後さらに、法隆寺を中心とした拠点通過型観光から散策・回遊型のまちなか観光へ転換させ、地域経済への波及効果を高め、にぎわいを創出する必要があるため、観光戦略

の素案をまとめたとのことで、資料が示され、概要の説明がなされました。

次に、5つとして、斑鳩町創業促進事業補助制度の創設についてであります。世界遺産法隆寺を核としたにぎわいと活力の創出として、斑鳩の特性を生かした産業の活性化と創業支援を行うため、平成29年度、30年度の2か年において、町単独事業で斑鳩町創業促進事業補助金の創設を考えているとのことです。

次に、6つとして、学校給食補助金の拡充についてであります。町立小学校・中学校における給食補助金、現在、1食当たり16円26銭の補助を、30円に引き上げる、町立幼稚園でも、新たに給食補助金として1食当たり30円を交付するとのことです。

次に、7つとして、斑鳩町学習支援事業の利用状況についてであります。学習支援事業の利用状況については、小学校で合計53名、中学校では25名、合わせて78名の児童生徒が利用しているとのことです。

次に、8つとして、町有財産の取り扱い及び斑鳩黎明保育園の増設についてであります。保育所及び学童保育室に係るニーズの増加に対応するため、民間活力による学童保育室を含む保育所の整備を行うこととし、旧文化財収蔵庫跡地を活用して、斑鳩黎明保育園の増設を進めていくことを考えている。その増築に向けて新たに貸与する土地は、斑鳩町法隆寺西3丁目1562番1の一部で、旧文化財収蔵庫跡、建物の建っていたところとその北側の土地であるとのことです。本整備計画の設計にかかります平成29年4月より、既存の斑鳩黎明保育園の敷地部分も含めて、全て有償で貸し付ける。賃貸借料は、1平米当たり1,340円で、年額239万8,800円とすることで協議を進めるとのことです。また、あわせて、黎明保育園の学童保育室の併設の計画等についても説明がなされました。

その他の報告としまして、新年度の職員採用者は14名であるが、その後、1名の採用辞退の申し出があったため、追加募集を行うこと、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る住民説明会の開催が平成29年1月15日に斑鳩町中央公民館大ホールにおいて実施されること、斑鳩町消防団では、年末特別警戒パトロールが、12月28日から30日まで3日間の実施をされること、また、平成29年斑鳩町消防団出初式を、新年1月5日午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行されることとです。

次に、その他について、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたところ、委員より、コミュニティバスに関し、回数券の販売方法について、利用者アンケートの調査方法について意見がいたされました。

以上が、当委員会の概要報告であります。詳細につきましては会議録を整理いたしますので、その後、ごらんいただきますよう、お願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４．議会運営委員長報告についてを議題とし、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。

１２番、木澤委員長。

○１２番（木澤正男君） それでは、１２月１４日に開催いたしました議会運営委員会の概要について、報告いたします。

初めに、本会議から付託を受けました陳情第４号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とし、議会事務局からの説明の後、委員皆さんのご意見をお聞きしたところ、厚生年金に加入していくということは、これまでの議員年金とはまた違う話であると考えするというご意見や、また、厚生年金に加入することは国民年金のほうから移ることになるのかというご意見、また、自分で自営をされていて厚生年金に加入されている議員もしくは会社員として厚生年金に入っておられる方というのは除外されるのかなどのご意見がありました。それに対して、事務局より、国民年金と国民健康保険に入っておられる方については、厚生年金のほうに加入していく、そして医療については地方公務員共済組合のほうに入っていくことではないかとの答弁と、さらに、兼業している議員については、主たる生計のほうに加入をすることということで、例えば、従来から厚生年金のほうで保険をかけている方についてはこれまでどおり厚生年金に、そして、議員の専業の場合で国民年金と国保に加入されていた方については厚生年金に入っていくということで、答弁がございました。

こうした質疑応答の後、全国的に地方議員のなり手がいなくなっている中、厚生年金への加入については賛成であるとの意見が多く、ほかに異論もありませんでしたので、お諮りしたところ、陳情第４号については、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

また、私は、委員長の立場から採決には参加できませんが、私自身もこの陳情については賛成であることから、本日の本会議で議会運営委員会の発議をもって意見書を提出することといたしました。

以上が、本会議から付託を受けました議案の審査概要です。

その他の協議等も行いましたが、それにつきましては、先ほど行いました全員協議会の中で報告をさせていただきましたので、この場での報告は省略させていただきます。

詳細につきましては会議録に整理をいたしますので、ごらんいただきますようお願いを申しあげまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第44号 斑鳩町長期継続契約に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての反対意見を申しあげます。

農業委員会法の改正にあわせて町の条例を改正をすることですが、私は、重大な問題があると考えます。

それは、公選制の廃止でございます。これまで農地の番人として、農地に関する一定の権限を持った行政委員会として、地域の農業者の声を農地管理や農政に反映させてまいりました。市町村長による任命制に変わることによって、大手企業の参入が懸念されます。農業者の自治的運営が後退し、行政の下請け的な活動の抑制がおこってはなりません。

農業者の高齢化や後継者の不足等により、この10年間に50万人以上が離農しています。企業による集積化は、中小農家が将来への展望を持って農業を続けることに逆行するものではないでしょうか。日本の食を支える農業は、国民の命を支える根幹産業です。農地の自主的管理を担う機関としての役割を十分に発揮できる体制づくりが肝要です。

委員の定数削減も賛成できないことから、この議案に対して反対を表明し、私の反対意見といたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地最適化推進委員の定数に関する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本議案は、国の農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例の制定であり、農業委員会等に関する法律の改正とともに、農業協同組合法及び農地法の改正も一括して行われ、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少等の農業政策の課題解決に向けた取り組みがなされております。

国においては、若者が展望を持って営農を継続することができる農業を創り上げることがを目的に、競争力のある農業、魅力ある農業、農業の成長産業化の実現を図ることや、重要な資源である優良農地の多面的機能に配慮した適切な保全と有効利用を促進するという観点から、多様な担い手に対する農地の集積・集約化を目指した農地制度のあり方や、農地の利活用・保全における農業委員会のあり方、農業者・消費者に貢献する農協のあり方について検討が行われ、法律改正がなされております。

この農業委員会等に関する法律の改正では、農業委員会の主たる使命をよりよく果たすために、農業委員の選出方法の変更、農業委員会の業務の重点化や、農地利用最適化推進委員が新設されることになりました。

そのうち、農業委員の選出方法の変更では、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任できるように、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められています。これにより、農業委員には、認定農業者及び準ずる者や中立的な立場の人を加えることなどにより、活性化が図れることが期待できます。また、町長の任命では、恣意的な選任となることが懸念されるとの意見もありますが、議会の同意を必要とすること自体が担保となっていると考えます。

農業委員会の業務の重点化では、現在の小さな区画で農地が分散している利用状況が、生産性を向上させるに当たり大きな阻害要因となっていることから、農業の生産性を高め、農業を成長産業としていくために、大規模家族経営などの担い手への農地を集積・集約化をさらに加速していく必要があります。農地中間管理機構を活用した、担い手への農地集積・集約化を進めていかなければなりません。新規就農者が農業経営により安定した生活が営めるようになることが農業者増加につながり、ひいては耕作放棄地解消になります。その最も有効な手段が、農業の生産性の向上であり、農地の集積・集約化と考えます。

また、農地利用最適化推進委員の新設では、合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設し、地域活動の推進が図れるものとなっております。

以上のことから、本議案に賛成するものであり、今後も斑鳩町の農地利用の最適化に向けて斑鳩町農業委員会がますます精力的に活動いただけることを期待いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様のご賛同を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第45号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正は、マイナンバーカードを使用したコンビニ交付サービスの開始に伴って行われるものです。私は、これまでも、マイナンバー制度については、個人情報の流出やなりすましなどの詐欺被害など、制度の問題等について指摘をしてきました。それについては、内容に踏み込んでいくと長くなるので割愛しますが、その後も依然として制度自体の安全性が確認されていないまま導入され、運用が拡大されていることに非常に危惧を覚えており、これが反対の第一の理由です。

次に、コンビニ交付サービスの費用対効果の面を考えると、マイナンバーカードについては、こうした安全性の観点からいまだに不安を持つ住民も多く、マイナンバーカードはつくらないという声をよくお聞きします。初日の総括質疑で確認をしますと、当町では、11月の末の段階で、マイナンバーカードの発行件数は2,063件、全体の7.3%であるとのことでした。今、全国的にカードの発行件数が伸び悩んでおり、制度開始当初から比べると、さらに鈍化しているとの報道です。町としては、国の

意向もあり、今後、普及啓発に努めるとのことですが、どこまでカードの交付が広がるかは、はなはだ疑問です。

この間、当初予算の審査も際にも申しあげてきましたが、他町に先駆けて4千数百万円もかけて見切り発車のようにコンビニ交付サービスを導入されましたが、もっと周りの状況もよく見ながら、慎重に検討すべきであったと、改めて申しあげておきたいと思えます。

こうした費用対効果の面から見て効果が薄いというのが、反対の第2の理由です。

今回の改正の中で、パゴちゃんカードの自動交付機を廃止することについてはいたし方ないものだと理解はしていますが、以上の点から、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例については、反対の立場であることを申しあげ、簡単ではありませんが、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） それでは、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申させていただきます。

このたびの本条例の改正は、証明書等コンビニ交付サービスの開始及び請求者識別カードによる証明書等の自動交付を廃止することに伴い、所要の改正が行われるものであります。現在の自動交付機につきましては、マイナンバーカードのみならず、パゴちゃんカードに対応する後継機種についても開発予定がないため、部品供給の最終期限であります平成29年6月末をもって廃止されますが、自動交付機にかわる新たな証明書交付サービスとして平成29年2月から開始されます証明書等コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、全国的に導入が進められているものであり、県内でも5つの自治体が既に導入され、今後も近隣自治体において導入が計画されているサービスであります。

証明書等コンビニ交付サービスは、住民の皆様が、役場に出向くことなく、自宅や職場など最寄りのコンビニエンスストアで住民票など各種証明書等の交付を受けられるだけでなく、現在の自動交付機では取得できない戸籍証明書についても取得できる、住民サービスのさらなる向上につながるものであります。

以上のことから、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成するものであります。議員の皆様、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。

よって、議案第46号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第48号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第51号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第52号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第53号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第54号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第55号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてをお

諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第56号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第57号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第59号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第60号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第61号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第62号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第63号 平成28年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第64号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第65号 奈良広域水質検査センター組合への加入について、お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第65号については、満場一致で可決いたしました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第7号 小吉田交差点の安全対策を求める意見書について、追加日程2. 発議第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、追加日程3. 発議第9号 専決事項の指定についての一部改正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第7号、追加日程2. 発議第8号、追加日程3. 発議第9号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第7号 小吉田交差点の安全対策を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、坂口委員長。

○10番(坂口徹君) それでは、追加日程1. 発議第7号 小吉田交差点の安全対策を求める意見書につきまして、まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第7号

小吉田交差点の安全対策を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年12月19日提出

建設水道常任委員会

委員長 坂口 徹

それでは、提案説明につきましては、本文の朗読をもってかえさせていただきます。

小吉田交差点の安全対策を求める意見書

平素は、本町の交通安全対策や安全で安心なまちづくりにご指導、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町道4014号線（法隆寺線）と町道401号線（服部道）との交差点では、平成16年3月に供用開始して以来、数件の事故が発生しております。

また、平成26年4月には交通量の増加により交通規制の変更が行われましたが、依然として事故が減少しない状況にあります。

今後も同様の事故や、より重大な事故が発生することを危惧されている地域住民からは、信号機の設置や横断歩道の設置に対するご意見を多数いただいております。

本町議会といたしましても、更なる事故の発生を防止するためにも、当該交差点における交通規制や交通安全施設の設置についてご検討いただき、改善いただけるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月19日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号については、満場一致で可決いたされました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

続いて、追加日程2. 発議第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意

見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤委員長。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第8号に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第8号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年12月19日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、意見書を朗読をもちまして、提案説明にさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号については、満場一致で可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第8号の可決により、陳情第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、採択されたものとみなします。

続いて、追加日程3. 発議第9号 専決事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 木澤委員長。

○12番(木澤正男君) それでは、発議第9号に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第9号

専決事項の指定についての一部改正について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年12月19日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、議案書末尾の要旨の朗読をもちまして、説明にかえさせていただきます。

専決事項の指定についての一部改正(要旨)

町長の専決事項の指定に、全額を消防団員等公務災害補償等共済基金を財源とする経費の予算の補正をなすことを新たに追加し、及び例規整備を図るため、本案を提出するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(中西和夫君) お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号については、満場一致で可決いたしました。

次に、陳情第5号 「家族の会」は、介護保険制度の給付抑制・負担増案に反対しています。認知症の本人・介護家族の取り組みにご理解とご支援を！についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号については、満場一致で趣旨採択といたしました。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 平成28年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町長期継続契約に関する条例についてなど23議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、去る12月1日の開会から本日まで、終始熱心にご審議いただいた結果、全て原案どおり可決・ご承認を賜りまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町においては新年度予算の編成作業のさなかであります。限られた財源の中で、創意工夫を凝らし、より効率的・効果的で実効性の高い行財政運営を行うため、鋭意取り組んでまいります。

また、平成29年は、町制施行70周年の記念の年であります。この節目の年を、これからの未来に向けた新たな出発の機会と捉え、町内外の方に斑鳩町の魅力を大いに発信してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

ことしも残すところあと2週間となりました。寒さも一段と厳しさを増す時期でもありますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上、よいお年をお迎えいただきますよう念じまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成28年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時50分 閉会）